

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地についての用途廃止時の運用の見直し

提案団体

宮城県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原則、無償で国に返還することとなっているが、処分までの手続きに長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せずとも返還不要とする運用等の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現状】

旧農地法第74条の2の規定により「国から市町村等に譲与された土地について、地元住民から市町村あてに払い下げの要望があった場合等、当該土地を処分するに当たっては、譲与条件に基づき国へ返還する、または、国へ返還せず都道府県知事の承認を受けて、用途廃止する必要がある。

【支障事例】

国(農林水産省)へ返還し、払い下げるには、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2~3年の期間を要している。

また、国への返還不要の場合についても、国の事務処理要領において、譲与を受けた者による代替道路の整備等が条件として規定されているが、代替道路整備にも最低でも2~3年程度掛かる。

当該土地は元々農業用道路等、農業用に供すべきものとして譲与されたものではあるが、現実には、譲与対象地周辺地域ではもはや営農が行われていない・山林原野化しており、今後は開墾の予定もないといった地域も散見されているところ、迅速な処分が困難となっていることによって、地域における土地利用の促進に支障が生じている。また、公共事業用地に当該譲与対象地が含まれてしまう場合も上記の手続き等を経る必要があるため、事業が遅れる原因になることが予想される。

以上を踏まえ、返還時の処分までの手続の簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等することが可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。

根拠法令等

旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県

- 当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還を要するケースとなるか、事前協議する案件は年2~3件程度有り。譲与後に、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的な利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地有効活用に際しては、支障が発生する可能性が高い。この制度が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっており、道路又は水路自体が利用されていないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還は生じない等、大きく緩和することは有効と思慮する。
- 公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続の簡素化及び要件の緩和等が必要。
- 譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。

各府省からの第1次回答

【財務省】

国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供しうる状態を保つことなどが必要である。

のことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされているところ。

特に引継ぎにあたっては、国有財産の売却や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。

本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いをしているところであるが、返還時の処分までの手続きが速やかに図られるように、引継ぎに当たり支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。

【農林水産省】

売却等の処分にあたっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。

なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。

また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とすることは困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の目的は、払下げ要望等があった際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。

迅速な処分が可能となるよう、実態調査の結果を踏まえて、手続きの迅速化のための方策を検討いただくとともに、売却に伴う収益を国に返還する場合や、市町村、都道府県の公共事業等において当該国有財産を事業に編入する際に、事業が地域振興等に供すると認められる場合などについては、代替道路等の整備以外の方法によって、国への返還を不要とできる要件を追加できないか再度検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があった場合や、公共事業用地となった場合においても迅速に処分が行えていない実態が明らかになった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

【財務省】

各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかった。

他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、

・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていれば、処分先の目途がつかないことをもって財産の引継ぎを受けないという取扱いとはなっていないこと

・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること

・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理期間の標準化等

について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面により周知徹底を図ることとした
い。

【農林水産省】

市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路等の設置に向けた手続の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要望があった場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手続が長期間を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手続きが行われるよう必要な事務の明確化等を図ることにより運用の改善を図る。

また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路等が公共事業用地等となった場合に必要な道路等が、農業用以外であっても当該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があると認められる場合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。

なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とすることについては、譲与した土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で市町村等に譲与しているものであり、それを用途廃止する場合は、国有財産として適正な方法で処分を行う必要があることから、慎重な対応が必要と考えている。